

Davis v. Ayala, 576 U.S. ___, 135 S.Ct. 2187 (2015)

中村 真利子*

公判裁判所が *Batson* 違反に関する聴聞手続から弁護人を排除したことについて、「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益 (actual prejudice)」が生じたとは認められないから、合衆国憲法違反があったとしても、その瑕疵はハームレスであるとされた事例。

《事実の概要》

A ヒスパニック系アメリカ人の Ayala は、1985年に発生したカリフォルニア州サンディエゴにおける強盗未遂事件を含む3件の謀殺及び3件の強盗未遂等の事実で起訴された。検察官は、謀殺の事実については死刑を求刑するつもりであると陳述した。

陪審選任手続は3か月以上におよび、その間、200人以上の陪審員候補者が質問票への記載を求められるなどした。その後、理由付きの忌避を免れた陪審員候補者が質問手続に召喚され、当事者が理由を付さない忌避を行った。検察官が理由を付さずに忌避した18人の陪審員候補者には、アフリカ系及びヒスパニック系アメリカ人であると思われる7人全て (① A 及び B, ② C 及び D 並びに③ E, F 及び G) が含まれていた。Ayala は、この7人の理由を付さない忌避 (以下、「本件忌避」という。) について、それぞれ、*Batson* (*Batson v. Kentucky*, 476 U.S. 79 (1986)) が禁ずる人種を理由とする忌避であるとして異議を申し立てた。

公判裁判所は検察官に対して忌避理由を明らかにするよう命じたが、検察官の請求により、弁護人の立会いのない聴聞手続 (以下、「本件手続」

* 嘱託研究所員・首都大学東京法学部助教

という。)でこれを行うことを認め、本件忌避について人種によらない正当な理由が認められると判断した。

1989年、陪審は、1件の強盗未遂を除く全ての事実について有罪評決をした。3件の謀殺の事実に関して、陪審は、Ayalaが複数の謀殺を犯し、かつ、強盗未遂の機会にこれを行ったという2つの特別な事情を認定した上で、死刑評決を回付し、公判裁判所はAyalaに死刑を言い渡した。

B Ayalaは州Supreme Courtに上訴し、1993年に弁護人が選任された後、20回にわたる提出期限の延長を経て、1998年に弁論趣意書、1999年に答弁書を提出した。2000年、州Supreme Courtは、本件手続について、州法違反ではあるがその瑕疵はハームレスであり、また、仮に合衆国憲法違反があったとしても、その瑕疵は、*Chapman* (*Chapman v. California*, 386 U.S. 18 (1967))にいう「合理的な疑いを容れない程度」にハームレスであるとして、公判裁判所の判断を確認した。合衆国最高裁判所はサーシオレイライの発給申請を却下した。

C 州Supreme Courtが人身保護令状の発給申請を却下した後、Ayalaは、2002年に最初の連邦の人身保護令状の発給申請を行ったが、一部の主張について消耗要件を満たすために一旦州の手続を経てから、2004年、再度連邦の人身保護令状の発給申請を行い、主として、本件手続は第6修正、第8修正及び第14修正に違反すると主張した。

2006年、合衆国District Courtは、本件手続について、合衆国憲法違反であるという疑念がないわけではないが、ハームレスであるとの州Supreme Courtの判断は、反テロ及び効果的死刑法(AEDPA)の一部として制定された合衆国法典タイトル28第2254条(d)にいう「明白に確立された連邦法と相反し、若しくはこれを不合理に適用するもの」には当たらないとして、人身保護令状の発給申請を却下した。

2013年、合衆国第9巡回区Court of Appealsは、本件手続について自ら改めて判断(*de novo review*)を行い、合衆国憲法違反を認定した。その上で、ハームレスであるとの州Supreme Courtの判断を考慮に容れずに、*Brecht* (*Brecht v. Abrahamson*, 507 U.S. 619 (1993))についての独自の解釈

に基づき、少なくとも3人の陪審員候補者(①A、②C及び③E)に関して、その瑕疵はハームレスであるとはいえないとして、人身保護令状の発給申請を認容し、州に対してAyalaの釈放又は再審を命じた。

合衆国最高裁判所はサーシオレイライの発給申請を認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄・差戻し

1 アリトー裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ首席裁判官、スカリーア、ケネディ及びトマス各裁判官参加)

I 当裁判所は、本件手続について、合衆国憲法違反があったものと仮定するが、有罪判決の破棄という救済は、原則として、検察官が、その瑕疵がハームレスであると証明できない場合にのみ認められる。ハームレスの基準は手続の段階によって異なり、通常上訴では、*Chapman* (*Chapman v. California*, 386 U.S. 18 (1967)) 基準が適用され、裁判所は、「合理的な疑いを容れない程度」にハームレスであると認定できなければならない。

他方、人身保護手続のような付随的手続では、*Brecht* (*Brecht v. Abrahamson*, 507 U.S. 619 (1993)) 基準が適用され、裁判の終局性の維持及び連邦と州の礼讓の促進という観点から、申請人が、「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益(actual prejudice)」が生じたと証明できた場合、つまり、連邦裁判所が、合衆国憲法違反が陪審評決又は公判裁判所の判断を「損なう相当程度の影響(substantial and injurious effect or influence)」を与えたか否かについて「重大な疑い(grave doubt)」を抱いた場合にのみ人身保護令状の発給申請が認容される。その際には、その瑕疵がハームレスではないという「合理的可能性」以上のものが認められなければならない。

Ayalaは連邦の人身保護令状の発給申請を行っているから、*Brecht*基準を満たさなければならないが、2254条(d)は、申請人が、当該瑕疵が*Chapman*にいうハームレスであるとの州裁判所の判断について争う場合に、その申請を認容するための必要条件を定めているので、*Brecht*基準は、

2254条(d)の要件を排除するものではなく、これを包摂するものである。

2254条(d)は、以下のように規定している。

「州裁判所の判断によって身柄を拘束されている者に対する人身保護令状の発給申請は、州裁判所の手続で、その本案について裁判された主張に係るものである場合には、認容されない。ただし、当該主張に関する裁判が、

- (1) 合衆国最高裁判所の先例によって明白に確立された連邦法と相反し、若しくはこれを不合理に適用するものであり、又は
- (2) 州裁判所の手続で提出された証拠に照らして、不合理な事実認定に基づくものである

場合は、この限りでない。」

州 Supreme Court は、本件手続について、合衆国憲法違反があったとしても、その瑕疵は *Chapman* という「合理的な疑いを容れない程度」にハームレスであると判断した。この判断は、*Ayala* の主張の本案についての裁判であるから、*Chapman* を客観的に見て不合理に適用するものでない限り、当裁判所はこれを破棄することができない。その際には、ハームレスであるとの州裁判所の判断それ自体が不合理であると認められなければならないが、裁判官によって意見が異なり得るというだけでは、州裁判所の判断は不合理とはいえない。

II 以上を前提として、*Ayala* が本件手続によって「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益」を受けたかどうか検討する。

A *Batson* は、第14修正の平等保障条項は、検察官が人種に基づいて理由を付さない忌避をすることを禁じていると判示した。*Batson* 違反の主張に関する裁判の手順は、第一に、被告人は、検察官による理由を付さない忌避が人種に基づくものであるという「一応の証明」をし、第二に、この証明があった場合、検察官は、当該忌避について人種によらない理由を提示し、第三に、公判裁判所は、当事者の主張に照らして、被告人が検察官の意図的な人種差別を証明したかどうか判断する、というものである。

公判裁判所による検察官の忌避理由についての信用性判断は、尊重され

なければならないから、通常上訴では、その判断に明白な瑕疵があったという証明がなされた場合にのみ破棄され得る。連邦の人身保護手続では、2254条(d)(2)により要件が加重され、連邦裁判所は、州裁判所の判断が不合理な事実認定に基づくものでない限り、これを受け入れなければならない。さらに、州裁判所の実事認定は正しいものと推定されるから、申請人は、「明白かつ説得に足る証明 (clear and convincing evidence)」によってこの推定を破る責任を負う。

B 1 まず、第9巡回区 Court of Appeals で扱われた1人目の陪審員候補者Aの忌避について、検察官は、第一次的な理由として、(i)死刑を科すことができない虞があることを挙げ、ほかにも、(ii)自分の考えを十分に表現できないこと、及び(iii)他の陪審員とうまくやっていけない虞があることも指摘した。

公判裁判所は、(i)及び(ii)の忌避理由を容れ、Aの忌避は人種に基づくものではないと認定した。州 Supreme Court は、公判裁判所の認定は証拠によって十分に支えられており、弁護人が本件手続に立ち会っていたとしても、その結果に影響はなかったと思われると判断したが、第9巡回区 Court of Appeals はこれを否定した。

2 質問手続におけるAの返答は、(i)の忌避理由を十分に支えるものである。Aは、質問票に「死刑に反対である」と書いたこと、及び「死刑は完全に間違っていると考えていたことがある」ことを認めた。Aは、この考えは変化したと述べたが、その理由を尋ねられると、漠然とした要領を得ない返答をした。

第9巡回区 Court of Appeals は、弁護人が本件手続に立ち会っていれば、白人の陪審員A'が、質問票でAと同様の供述をしていた事に言及することができたはずであると主張している。しかし、A'は、質問票には「死刑評決に賛成票を投じることができないかもしれない」と書いたものの、質問手続では「死刑評決に賛成票を投じることができる」と述べており、両者の返答は、決して区別できないものではない。

死刑に当たる罪に係る事件では、程度の差はあれ、陪審員候補者が死刑

評決に対して躊躇いを示すことは当然であり、だからこそ、検察官は、この点について正しい判断を求められる。公判裁判所は、検察官の忌避理由の信用性のほか、当該忌避の対象となった陪審員候補者の供述や態度を評価するのに最も適した立場にあるから、その判断は、特別の事情がない限り尊重されるべきである。つまり、裁判官によって意見が異なり得るというだけでは、人身保護手続において公判裁判所の信用性判断を覆すには不十分である。

3 州 Supreme Court は、(i)の忌避理由のみで、Aを忌避するに足りると理解したようであるから、2254条(d)(2)によれば、当裁判所は、補足的な(ii)の忌避理由について検討する必要はないが、この点に関する第9巡回区 Court of Appeals の評価も誤っている。

第9巡回区 Court of Appeals は、(ii)の忌避理由を支える証拠はないと主張しているが、(i)の忌避理由に関して、Aが、漠然とした要領を得ない返答をしたことは既に指摘した通りである。また、Aは、質問手続では「死刑は完全に間違っている」という考えは変化したと述べたものの、その1か月前に記入した質問票には「死刑に反対である」と書くなど、(ii)の忌避理由も十分に支えられている。

C 次に、第9巡回区 Court of Appeals で扱われた2人目の陪審員候補者Cの忌避について、検察官は、(i)英語能力が不十分であること、(ii)死刑を科すことができない虞があること、及び(iii)他の陪審員とうまくやっていけない虞があることを挙げた。公判裁判所は(i)乃至(iii)の忌避理由を容れ、州 Supreme Court もこれを確認した。

これに対して、第9巡回区 Court of Appeals は、弁護人が本件手続に立ち会っていれば、これらの忌避理由について争うことができたはずであると主張している。しかし、*Brecht* 基準の下では、弁護人が行うことのできた有効な主張はなかったと断定できるかどうかではなく、公判裁判所が異なる判断をしていたか否かについて「重大な疑い」があると認められるかどうか問われる。そして、この基準は、その結果が異なるものとなっていたという「合理的可能性」以上のものを要求するものである。

(i)の忌避理由について見ると、質問手続において、Cは、第三者が質問票を代筆したこと、及び質問票の内容の一部が理解できなかったことを認めた。また、その証言により、話し言葉も十分に理解できない虞があることも明らかになっている。公判手続では多くの証言や説示を聴くことになるから、検察官が、英語を十分に理解できない虞のある陪審員候補者を忌避することは無理もない。

第9巡回区 Court of Appeals は、Cの英語能力について、読み書きの能力が不十分なだけであると主張しているが、既に指摘したように、Cは話し言葉を理解する能力も不十分であることが明らかになっている。また、第9巡回区 Court of Appeals は、(i)の忌避理由について、Cの母語がスペイン語であるという事実と直接関連するものであると主張しているが、検察官が懸念したのは、Cの英語能力であって、言語が、人種を理由とする忌避の口実とされたものとは認められない。

(ii)の忌避理由も十分に支えられている。Cは質問手続で、死刑についての考えのほか、これが証拠の評価に影響を与えるか、死刑評決に賛成票を投じることができるかといった質問にも、「わかりません」などと繰り返した。陪審員候補者の死刑評決に対する消極的な態度について先に述べた内容は、ここでも当てはまる。

(iii)の忌避理由については、(i)及び(ii)の忌避理由の強さからすると、検察官が不可欠なものとして提示したかは定かではないものの、第9巡回区 Court of Appeals は、「おそらく、公判裁判所の知らないうちに、他の陪審員候補者とうまく付き合っており、その一部と夕食をとったりもした」などと主張している。しかし、*Brecht* 基準は、弁護人が行うことができたはずの主張について憶測以上のものを求めるものであり、このような空想は、州 Supreme Court の判断が不合理であると証明するには不十分である。

D 次に、第9巡回区 Court of Appeals で扱われた最後の陪審員候補者 E の忌避について、検察官は、第一次的な理由として、(i)死刑を科すことができない虞があることを挙げ、補足的に、(ii)警察官の違法行為に対する

正当防衛の主張により謀殺の被告人が無罪評決を受けた Penn 事件を調べていたことを指摘した。

(i)の忌避理由について、第9巡回区 Court of Appeals は、弁護人が本件手続に立ち会っていれば、他の陪審員候補者の供述との比較をし、あるいは E が質問手続において「死刑に賛成である」「死刑評決に賛成票を投じることができる」と述べたことを指摘することができたと主張している。しかし、E は、死刑評決に賛成票を投じることができるか尋ねられ、繰り返し「難しい」などと答えており、検察官の懸念に根拠がなかったとは認められない。

また、(ii)の忌避理由について、第9巡回区 Court of Appeals は、本件で陪審員として選任された白人の中には、別の謀殺事件である Harris 事件を調べていた者がいることを指摘しているが、Harris 事件の被告人は有罪評決を受けており、また Penn 事件よりも古い事件であるから、その経験が本件に影響するとは認められない。

E 最後に、第9巡回区 Court of Appeals ではほとんど扱われなかった陪審員候補者① B、② D、並びに③ F 及び G の忌避のうち、当裁判所に提出された Ayala の弁論趣意書で言及されている F 及び G について若干検討する。

まず、F について、検察官は、(i)以前陪審員として選任された際に唯一反対票を投じたこと、及び(ii)理由は明らかではないが警察官採用試験で不合格とされたことなどを挙げた。Ayala は、(i)の忌避理由について、F は全員一致が求められる民事事件で反対票を投じたにすぎないと主張しているが、死刑に当たる罪に係る事件では、唯一の反対票が有罪評決又は死刑評決を妨げ得るから、検察官の懸念は合理的である。

また、(ii)の忌避理由について、Ayala は、陪審員として選任された F も警察官採用試験で不合格とされたことがあると主張しているが、F は、高得点を獲得したものの、空きがなかったために不採用となったことが明らかになっている。

次に、G について、検察官は、(i)薬物の影響下にあるように見受けられ

ること、及び(ii)敵対的であることなどを挙げた。公判裁判所は、(ii)の忌避理由について、敵対的というよりもイライラしているようであると指摘しつつも、時折つじつまの合わない返答をしていたことを認めた。Ayala は、公判裁判所が(ii)の忌避理由を否定したことを指摘しているが、G の態度についての印象が公判裁判所と検察官とで若干異なっていたとしても、(ii)の忌避理由が口実にすぎないことを証明するものではない。

Ⅲ 第9巡回区 Court of Appeals の判断を破棄し、本件を差し戻す。

2 ケネディ裁判官の補足意見

本件の法律問題とは直接は関係がないが、Ayala は死刑を言い渡されてから25年以上を独房で過ごしてきたという弁護人の主張に関して、薄暗く狭い独房に収監することの問題点については引き続き議論されるべきである。

3 トマス裁判官の補足意見

ケネディ裁判官の補足意見に関して、Ayala が収監されている独房は、最年長でも31歳であった本件謀殺の被害者が現在眠っている場所よりも、はるかに広々としたところであることを指摘しておく。

4 ソトマイヨール裁判官の反対意見（ギンズバーグ、ブライヤー及びケーガン各裁判官参加）

I まず、*Brecht* 基準を確認しておく、合衆国憲法違反が陪審評決又は公判裁判所の判断を「損なう相当程度の影響」を与えたと認められる場合にのみ人身保護令状の発給申請が認容される。連邦裁判所が、この点について「重大な疑い」が残る、つまり判断がつかない場合には、その影響があったものとして扱わなければならない、このような「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益」が生じたといえる場合には、その瑕疵が *Chapman* にいう「合理的な疑いを容れない程度」にハームレスであるとの州裁判所の判断は、不合理であるということになる。

II A 本件で Ayala は、公判裁判所が *Batson* 違反の申立を却下したことではなく、本件手続が合衆国憲法違反であって、公判裁判所の判断に相当程度の影響を与えたか否かについて少なくとも「重大な疑い」があると

主張している。弁護人の立会いによって、*Batson* 違反の申立のうち1件でも認められていたか否かについて「重大な疑い」がある場合には、有罪評決は破棄されることとなる。

B 法廷意見は、*Brecht* 基準を適用するにあたって、一方当事者のみの供述に基づく判断は不正確であることが多いという常識を見落としている。弁護人が本件手続に立ち会っていれば、少なくとも2つの重要な役割を果たせていたはずである。

第一に、弁護人は、検察官の提示した忌避理由の信用性を争うことができたはずである。*Batson* 違反の申立を評価する際には、あらゆる事情が考慮されなければならない。検察官の忌避理由について、忌避されなかった白人の陪審員候補者にも当てはまるか検討する比較分析も有効であるが、弁護人の助力がなければ、公判裁判所は、明白な事案でさえ重要な事実を見落としかねない。本件の陪審選任手続は3か月以上におよび、200人以上の陪審員候補者が関与したことを考えれば、この危険性が一層高まることは想像に難くない。

第二に、本件手続は、公判裁判所における *Batson* 違反の証明を妨げるだけでなく、上訴における審査も妨げるものである。本件で当裁判所は、弁護人が行うことのできたはずの主張や、これが公判裁判所で検討されたかどうか憶測するほかになく、その審査は不当に制限されることになる。

したがって、本件手続自体が、弁護人が立ち会っていたとしてもその結果は同じであったか否かについて「重大な疑い」を生じさせるものである。この疑いは、本件忌避の対象となった7人を含む陪審員候補者の質問票の大部分が紛失していることによってさらに深刻なものとなっている。

C 続いて、弁護人が本件手続に立ち会っていれば行うことができたはずの主張について検討すると、少なくとも①Aの忌避について、公判裁判所が認めた(i)及び(ii)の忌避理由が口実にすぎないことを証明できたと思われる。

まず、(i)の忌避理由について、弁護人は法廷意見も挙げたA'に言及す

ることができたはずである。A' は質問票で、「命を奪うことには反対である」「死刑評決に賛成票を投じることができないかもしれない」「『目には目を』という考え方には反対である」などと書いた。

質問手続における A 及び A' の供述を比較すると、A は、死刑に対する考えが変化した理由として、過去10年の宗教や社会の動向、家族との会話等を挙げたが、A' は、質問票に記載するまで「死刑にはあまり賛成ではなかった」と述べ、その考えが変化した理由を繰り返し尋ねられてようやく、直前に死刑が執行された Bundy 事件に触れるなどした。

このように、弁護人は、A' は A と同様、あるいは A よりも死刑を科すことができない虞があることを指摘できたはずである。また、質問手続から本件忌避まで約2か月が経過していることを考えれば、公判裁判所が、弁護人の助力がないにもかかわらず、200人以上の陪審員候補者のうち A' の供述について検討したとは認められない。

次に、(ii)の忌避理由についても、弁護人が本件手続に立ち会っていれば、本件の陪審員のうち、陪審員として選任されたい、あるいはされたくない理由を問う質問に「いいえ」とだけ書いた者や、ギャングについての印象・感情を問う質問に支離滅裂な返答をした者のほか、さらに多くの者との比較分析をすることができたはずである。

Ⅲ 法廷意見は、Ayala の主張について、公判裁判所が *Batson* 違反の申立を却下したことに対する通常上訴と取り違えている。

(i)の忌避理由について、法廷意見は、A' の質問票から1つの供述を取り上げているだけで、他の供述は無視しており、さらに、A の質問票は紛失しているから、同じ条件で比較することはできない。確かに A は、質問手続で質問票に「死刑に反対である」と書いたことを認めたが、A' も質問票について、「死刑に反対であると思います」と述べたことなどからすると、A と A' の死刑に対する考えを区別することは困難である。

法廷意見は、公判裁判所は A の供述や態度を評価するのに最も適した立場にあるから、その判断は尊重されるべきであると主張しているが、こ

これは、*Batson* 違反の申立に関する判断について認められるものである。さらに、検察官の提示した忌避理由が人種によらない正当なものであるとの公判裁判所の判断に大きな重みが与えられるのは、その忌避理由について当事者論争主義的な手続を経た場合である。

(ii)の忌避理由についても、Aによる質問票の記載内容が、法廷意見の主張するほど断定的な意見表明であるかは定かではなく、「死刑に対する感情に何らかの変化があったことを示すものである」と解することも可能である。弁護人が本件手続に立ち会っていれば、質問票の記載内容と質問手続における供述との間に齟齬はないと主張できたはずである。

IV *Ayala* によってなされた「一応の証明」の強さと、弁護人が行うことのできたはずの主張を前提とすると、本件手続がハームレスであるか否かについて「重大な疑い」が認められる。したがって、法廷意見に反対する。

《解説》

1 本件は、公判裁判所が *Batson* (*Batson v. Kentucky*, 476 U.S. 79 (1986))¹⁾ 違反に関する聴聞手続から弁護人を排除したことについて、合衆国憲法違反があることを仮定して、その瑕疵がハームレスであるかどうか争われた事案である。

陪審裁判では、その公正を担保する制度として、当事者に理由付き忌避と理由を付さない忌避が認められている。このうち理由を付さない忌避については、その性質上、人種差別的に用いられる虞があることも懸念されてきた。

アフリカ系アメリカ人の被告人と同人種の陪審員候補者の意図的な排除が、第14修正の平等保障条項に違反することは、既に *Swain* (*Swain v. Alabama*, 380 U.S. 202 (1965)) で指摘されていたところであるが、*Batson* は、

1) *Batson* の紹介・解説として、米国刑事法研究会(代表・渥美東洋)アメリカ刑事法の調査研究(30)比較法雑誌20巻3号120頁(担当・橋本裕蔵)がある。

被告人に組織的排除の証明を求める *Swain* 基準を見直し、検察官が、被告人と同人種であることを理由として陪審員候補者を忌避したことを推論させる「一応の証明」で足りると判断した。

その後、白人の被告人が、検察官によるアフリカ系アメリカ人の陪審員候補者の理由を付さない忌避について争った *Powers* (*Powers v. Ohio*, 499 U.S. 400 (1991)) で、被告人と忌避された陪審員候補者が同人種であることは必要条件ではないとされたことで、被告人が、検察官が人種を理由として陪審員候補者を忌避したことを推論させる「一応の証明」をした場合には、今度は検察官が、当該忌避が人種とは無関係であることを説明する責任を負うことになる。

本件では、検察官が、アフリカ系及びヒスパニック系アメリカ人であると思われる7人の陪審員候補者全てについて、理由を付さずに忌避したことから、公判裁判所は、*Ayala* による「一応の証明」がなされていないと認められたものも含め、検察官に対し、この7人の理由を付さない忌避（以下、「本件忌避」という。）について、忌避理由を開示するよう求めた。ところが、検察官の請求により、この開示が弁護人の立会いのない聴聞手続（以下、「本件手続」という。）で行われたため、本件手続が合衆国憲法違反であるかどうか、合衆国憲法違反があったとするとハームレスであるかどうか争われることとなった。

なお、本件では、*Ayala* が州 Supreme Court に上訴するまでの間に、陪審員又は補充陪審員として選任されなかった陪審員候補者の質問票の大部分が紛失していることから、この点についても争われたが、本稿では扱わないこととする。

2 法廷意見は、本件手続について、合衆国憲法違反があったものと仮定しているため、続いて、連邦のハームレス・エラー法理について見ていく。

まず、この審査に服さない類型として、構造的欠陥 (structural defect) がある。弁護権の否定といった、公判手続全体に影響を及ぼすような瑕疵については、ハームレスであるかどうかを問わず、必要的に有罪判決の破

棄が求められる²⁾。

このような「稀なタイプの瑕疵（rare type of error）」³⁾を除いて，その瑕疵がハームレスであるといえない場合にのみ，有罪判決は破棄されることになる。

通常上訴では，その瑕疵が法令違反（unconstitutional trial error）であれば，*Kotteakos*（*Kotteakos v. United States*, 328 U.S. 750 (1946)）基準が適用され，陪審評決又は公判裁判所の判断を「損なう相当程度の影響（substantial and injurious effect or influence）」を与えたかどうか問われ，この点について「重大な疑い（grave doubt）」が残る場合には，その瑕疵はハームレスとは認められない。

これに対して，その瑕疵が合衆国憲法違反（constitutional trial error）であれば，*Chapman*（*Chapman v. California*, 386 U.S. 18 (1967)）基準が適用され，ハームレスであることについて「合理的な疑いを容れない程度」の証明が必要となる。このように，通常上訴では，より重大な合衆国憲法違反について，厳格な基準が採用されている。

他方，人身保護手続のような付随的手続では，*Brecht*（*Brecht v. Abrahamson*, 507 U.S. 619 (1993)）基準が適用され，合衆国憲法違反について，陪審評決又は公判裁判所の判断を「損なう相当程度の影響」を与えたかどうか問われることになる。*Chapman* 基準よりも緩やかな *Kotteakos* 基準が採用されたのは，裁判の終局性の維持及び連邦と州の礼讓の促進という観点から，連邦の人身保護手続の性質及び目的と合致すると考えられたためである⁴⁾。

その後，1996年に反テロ及び効果的死刑法（AEDPA）が制定されたことにより，*Brecht* 基準は排除されたという主張もなされたが，*Fry*（*Fry v.*

2) *Brecht*, 507 U.S., at 629–630.

3) *Ayala*, 576 U.S., at _ (slip op., at 9) (quoting *Gleve v. Frost*, 574 U.S. _, _ (2014) (*per curiam*) (slip op., at 3)).

4) *Brecht*, 507 U.S., at 623.

Piler, 551 U.S. 112 (2007))⁵⁾で、2254条(d)は、連邦の人身保護令状の発給申請が認容されるための必要条件を定めるものにすぎないと確認されたことから、引き続き *Brecht* 基準が適用されている。

3 法廷意見も反対意見も、*Brecht* 基準を用いて、本件手続が公判裁判所の判断を「損なう相当程度の影響」を与えたかどうか、つまり「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益 (actual prejudice)」を生じさせたかどうかを検討している。第9巡回区 Court of Appeals は、合衆国憲法違反があっても *Chapman* にいう「合理的な疑いを容れない程度」にハームレスであるとの州 Supreme Court の判断について、2254条(d)の求める州裁判所の判断の尊重は不要であるとし、ハームレスであるとの州 Supreme Court の判断を考慮に容れずに、*Brecht* 基準を適用した。

これに対して、法廷意見は、ハームレスであるとの州 Supreme Court の判断が、*Ayala* の主張の本案についての裁判であることを前提に、*Brecht* 基準は2254条(d)の要件を包摂するものであるとして、これが *Chapman* を不合理に適用するものであるかどうかも問うている。このような *Brecht* 基準と2254条(d)の関係は、*Fry* で示されたもので、この理解については、反対意見も異議を唱えていない。

ただし、*Brecht* 基準が2254条(d)の要件を包摂するものであるとすると、本件手続が「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益」を生じさせたかどうかを問いさえすれば、論理的には、人身保護令状の発給申請が認容されやすいという意味でよりリベラルであるとされる2254条(d)の要件を別に検討する必要はなく、反対意見の指摘するように、本件手続が「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益」を生じさせたといえる場合には、ハームレスであるとの州 Supreme Court の判断は、*Chapman* を不合理に適用するものということになろうかと思われる。

しかし、法廷意見は、*Chapman* の不合理な適用かどうかという問いに

5) *Fry* の紹介・解説として、米国刑事法研究会(代表・椎橋隆幸)アメリカ刑事法の調査研究(118)比較法雑誌42巻4号171頁(担当・麻妻和人)がある。

重点を置くことで、反対意見とは異なる結論に至っている。法廷意見の用いた基準を見ると、州裁判所による *Strickland* (*Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984)) の適用が不合理かどうかを扱った *Richter* (*Harrington v. Richter*, 562 U.S. 86 (2011)) を引用して、裁判官によって州裁判所の判断の是非に関して意見が異なり得ることを証明するだけでは、不合理ということではできないと確認している。

他方、反対意見は、*Brecht* 基準で採用された *Kotteakos* 基準における「重大な疑い」という文言に関し、*O'Neal* (*O'Neal v. McAninch*, 513 U.S. 432 (1995))⁶⁾ を引用して、連邦裁判所が、合衆国憲法違反が陪審評決を「損なう相当程度の影響」を与えたか否かについて判断がつかない場合には、その影響があったものとして扱わなければならないと指摘している。

さらに、本件手続が「判決に影響を及ぼすべき現実的な不利益」を生じさせたかどうか検討するにあたって、法廷意見は、2254条(d)の下、公判裁判所による *Batson* 違反に関する判断が、不合理な事実認定に基づくものであるかどうかも問うているが、ここでも、州裁判所の事実認定は正しいものと推定されるとして、裁判官によって州裁判所の判断の是非に関して意見が異なり得ることを証明するだけでは、不合理ということではできないと確認している。これに対して、反対意見は、本件が *Batson* 違反に関する判断に対する通常上訴ではないことを強調し、さらに、州裁判所の判断が法廷意見のいうような尊重に値するのは、その事実認定が当事者論争主義的な手続を経た場合であると批判している。

このように、*Brecht* 基準を用いるという点では、法廷意見と反対意見で差異はないものの、実際に検討された *Brecht* 基準の内容について見ると、法廷意見の解釈は、反対意見に比べ、申請人にとってより厳しいものとなっているように見受けられる。この点に関し、法廷意見は、国側の正当性

6) *O'Neal* の紹介・解説として、米国刑事法研究会(代表・渥美東洋)アメリカ刑事法の調査研究(68)比較法雑誌30巻2号89頁(担当・小木曾綾)がある。

を独断的に推定しているという見解や⁷⁾、よりリベラルであるとされる2254条(d)の要件について、申請人に有利で、簡単に満たすことができるものではないことを明らかにしたという見解も示されている⁸⁾。法廷意見のこのような姿勢は、連邦の人身保護令状の発給を制限する2254条(d)の趣旨や、*Brecht* が言及した裁判の終局性の維持及び連邦と州の礼譲の促進という観点、並びに「耐え難いほどに不当な扱いを受けた (grievously wronged) 者に救済を与えるという人身保護令状の歴史的意義」⁹⁾に合致するとも考えられる。

4 本件は、基本的には、再審のような性格をもつ連邦の人身保護手続において、裁判の終局性の維持及び連邦と州の礼譲の促進という利益と、個人の合衆国憲法上の権利保障とのバランスを慎重に図ってきた合衆国最高裁判所の先例を踏襲するものといえるが、第9巡回区 Court of Appeals が *Brecht* 基準のみを適用したのに対して、連邦の人身保護手続では、*Brecht* 基準を満たせば足りるというものではなく、2254条(d)の求める州裁判所の判断の尊重も必要であることを明らかにしたことに意義があるものと思われる。

なお、本件は、死刑に当たる罪に係る事件に関する5対4の判断で、swing judge といわれるケネディ裁判官が結論を左右したものと見られているが¹⁰⁾、さらに、その補足意見で、本件の法律問題とは直接は関係のない独房の問題点に言及したことで、独房の改革・廃止論者からは、「2015年は記念すべき年である」と評されるなど¹¹⁾、注目が集まっている。トマ

7) Joshua J. Schroeder, *The Body Snatchers: How the Writ of Habeas Corpus was Taken from the People of the United States*, 35 *Quinnipiac L. Rev.* (1) 1, 26 (2016).

8) John M. Greabe, *The Riddle of Harmless Error Revisited*, 54 *Hous. L. Rev.* (1) 59, 113 (2016).

9) *Brecht*, 507 U.S., at 635–638.

10) David L. Hudson Jr., *U.S. Supreme Court Active in Death Penalty Cases, Justices Deeply Divided*, 16 *Insights on L. & Soc'y* (1) 30, 30 (2015).

11) Keramet Reiter, *Lessons and Liabilities in Litigating Solitary Confinement*, 48 *Conn. L. Rev.* (4) 1167, 1169 (2016).

比較法雑誌第52巻第2号（2018）

ス裁判官の補足意見で皮肉られてはいるものの、将来、合衆国最高裁判所が独房の問題点について扱うことになるかどうか期待が示されている¹²⁾。

12) Hudson, *supra* note 10, at 33.